

令和2年4月7日

緊急事態宣言発令後の事故対応体制について
(お知らせ)

平素より当センターの業務に格別なご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

当センターでは、今般の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されることを契機とし、下記の措置を講じ、通常どおりの事故対応体制を確保していますので、お知らせ致します。

記

1. 本部業務部職員等の分散勤務

当センターでは、テレワークでは対応困難な緊急の事故対応業務を行っていることを踏まえ、仮に本部職員等に新型コロナウイルスの罹患者が発生した場合であっても、本部機能(事故対応業務、消防船業務、証明書の受付・発給業務)が維持・継続できるように、当分の間、本部の業務部職員等については、本部及び横須賀研修所に分散して勤務を行っています。

2. 本部等への電話連絡について

本部、各支所・駐在所の固定電話及び事故発生時の緊急通報電話(専用電話番号)は、通常どおり運用しています。

3. その他

状況に変更があれば、その都度、ホームページ等で御連絡させて頂きます。

以上

一般財団法人海上災害防止センター